

# Ⅳ 人権が守られる社会へ

## 世界や国の動き

わたしたちが、お互いに人間らしく幸せに暮らしていくには、一人ひとりの自由と平等が保障されなければなりません。人種や性別、出身地などにより、差別したり、されたりしてはならないことは、言うまでもありません。

1948(昭和23)年12月10日、国連総会で「世界人権宣言」が採択されました。この第1条では、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等であるとうたわれています。その人権尊重の精神は国際的な人権基準として世界各国に広まっていきました。

日本では世界人権宣言が採択された日を最終日とする12月4日～10日を人権週間としています。

### 世界人権宣言 1948年12月10日採択(要約版)

- |   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| 第1条 平等の権利                               | 第18条 自由に考えたり、信じたい宗教を自由に選べる権利          |
| 第2条 差別されない権利                            | 第19条 意見を言葉や文字などで表したり、情報を受け取る権利        |
| 第3条 自由に安心して生きる権利                        | 第20条 平和的な集まりに参加したり、仲間と団体を作る権利         |
| 第4条 奴隷にされない権利                           | 第21条 政治や選挙に参加する権利                     |
| 第5条 苦痛を与えられたり、人間らしくないひどい扱いをされない権利       | 第22条 人間らしく生きることができるよう保障を受ける権利         |
| 第6条 いつでもひとりの人間として認められる権利                | 第23条 仕事を自由に選んで働いて給料を得、労働組合に入る権利       |
| 第7条 法律で平等に扱われる権利                        | 第24条 休暇をとったり、余暇を楽しめる権利                |
| 第8条 裁判で守られる権利                           | 第25条 人間らしい生活をするのに必要な一切のものを持つ権利        |
| 第9条 理由なく捕まえられたり、国から追いつ出されない権利           | 第26条 学校に通い、ただで義務教育を受ける権利              |
| 第10条 公正な裁判を受ける権利                        | 第27条 社会の文化的生活に参加する権利                  |
| 第11条 裁判が有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされる権利  | 第28条 権利や自由を受けられるための秩序を得る権利            |
| 第12条 私生活の自由が守られる権利                      | 第29条 お互いに人間らしさを発展させることができるような社会に対する義務 |
| 第13条 住む場所を自由に選べる権利                      | 第30条 様々な権利や自由を国や個人から無効にされない権利         |
| 第14条 自分の国でひどい扱いを受けるとき、他の国に守ってくれるように頼む権利 |                                       |
| 第15条 ひとつの国の国民となる権利                      |                                       |
| 第16条 結婚して家庭を持つ権利                        |                                       |
| 第17条 家や土地その他のものを自分のものとして持つ権利            |                                       |

### 人種差別撤廃条約の締結

1995(平成7)年12月、日本は「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」を批准しました。この条約が対象とする差別は、狭義の人種差別だけでなく、部落差別、アイヌの人々に対する差別、在日韓国人・朝鮮人をはじめとした民族差別なども含まれています。

### 日本政府に対する勧告

各国の人権をめぐる状況を、国連の規約人権理事会が把握し、改善するようにと勧告が行われています。1998(平成10)年11月19日に、日本政府に対して勧告が出されました。

- 国籍、戸籍及び相続権に関し、婚外子に対する差別について引き続き懸念を有する。
- 日本国民ではない在日韓国人・朝鮮人マイノリティに対する差別の事例に懸念を有する。
- 言語及び高等教育に関するアイヌ先住民マイノリティの人々に対する差別について懸念を有する。
- 部落差別に関し、教育、所得、効果的救済制度に関し差別が続いている事実を締約国が認めていることを認識する。締約国が、このような差別を終結させるために措置をとることを勧告する。など全部で35項目に及ぶ勧告がされています。